

子発 0510 第 2 号  
令和元年 5 月 10 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

### 元号を改める政令の施行に伴う通知様式の改正について

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）が本年 4 月 1 日に公布され、5 月 1 日から施行されたことに伴い、当職から発せられた通知により定められた様式については、「平成」から「令和」への変更、「令和」の選択肢の追加等、所要の改正を行いました。

つきましては、改正の内容は下記のとおりですので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、対応に遺漏のないようお願いいたします。

### 記

#### 第 1 様式の改正

(1) 次に掲げる様式の規定中「平成」を「令和」に改める。

- ① 結核にかかっている児童に対する療育の給付について（昭和 36 年 8 月 9 日付け児発第 826 号）様式例第 1 号
- ② 児童扶養手当町村事務取扱準則の改正について（昭和 60 年 8 月 21 日付け児発第 706 号）様式第 4 号から第 6 号まで及び第 8 号
- ③ 児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について（昭和 62 年 5 月 20 日付け児発第 450 号）別紙様式 2 から別紙様式 5 まで
- ④ 未熟児養育事業の実施について（昭和 62 年 7 月 31 日付け児発第 668 号）別添「低体重児出生届」、「養育医療給付申請書」、「養育医療意見書」「移送承認申請書」及び「未熟児出生連絡票（医療機関→市（区）町村）」
- ⑤ 児童相談所運営指針について（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号）別添 2（様式例）、別添 5（様式例）、別添 15（様式例）及び別添 16（様式例）
- ⑥ 児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における単身赴任手当加算費について（平成 2 年 4 月 11 日付け児発第 320 号の 7）別紙様式 1
- ⑦ 乳児院病虚弱等児童加算費について（平成 10 年 6 月 12 日付け児発第 458 号）別紙 1 及び別紙 3
- ⑧ 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成 13 年 3 月 29 日付け雇児

発第 177 号) 様式 1、1-2、5、5-2、6 から 9 まで及び 15

- ⑨ 指定保育士養成施設の各年度における業務報告について (平成 22 年 7 月 22 日付け雇児発 0722 第 6 号) 別紙
- ⑩ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく福祉資金貸付金の償還の手続等について (平成 26 年 9 月 30 日付け雇児発 0930 第 6 号) 様式 1 及び 2
- ⑪ 母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金の貸付業務の報告並びに福祉資金貸付金に係る特別会計歳入歳出決算書の写しの提出について (平成 26 年 9 月 30 日付け雇児発 0930 第 7 号) (別紙 1)、(別紙 2) 及び第 1 表から第 6 表まで
- ⑫ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく福祉資金貸付金の国庫貸付申請の手続等について (平成 26 年 9 月 30 日付け雇児発 0930 第 8 号) 様式 1 から 3 まで及び (別紙 1) から (別紙 3) まで
- ⑬ 児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について (平成 28 年 9 月 5 日付け雇児発 0905 第 2 号) (別紙 1) 及び (別紙 2)
- ⑭ 一時保護ガイドラインについて (平成 30 年 7 月 6 日付け子発 0706 第 4 号) 別添 3 (様式例)

(2) 次に掲げる通知の一部について、それぞれ次のように改正する。

- ① 結核にかかっている児童に対する療育の給付について (昭和 36 年 8 月 9 日付け雇児発第 826 号)
  - ・ 様式例第 2 号を別添 1 のように改める。
  - ・ 様式例第 3 号を別添 2 のように改める。
- ② 児童扶養手当町村事務取扱準則の改正について (昭和 60 年 8 月 21 日付け雇児発第 706 号)
  - ・ 様式第 2 号を別添 3 のように改める。
  - ・ 様式第 3 号を別添 4 のように改める。
  - ・ 様式第 7 号を別添 5 のように改める。
- ③ 児童相談所運営指針について (平成 2 年 3 月 5 日付け雇児発第 133 号)
  - ・ 別添 1 (様式例) を別添 6 のように改める。
  - ・ 別添 3 (様式例) を別添 7 のように改める。
  - ・ 別添 4 (様式) を別添 8 のように改める。
  - ・ 別添 6 (様式例) を別添 9 のように改める。
  - ・ 別添 7 (様式例) を別添 10 のように改める。
  - ・ 別添 8 (様式例) を別添 11 のように改める。
  - ・ 別添 9 (様式例) を別添 12 のように改める。
  - ・ 別添 10 (様式例) を別添 13 のように改める。
  - ・ 別添 11 (様式例) を別添 14 のように改める。
  - ・ 別添 14 (様式例) を別添 15 のように改める。
  - ・ 別添 17 (様式例) を別添 16 のように改める。

- ④ 母子生活支援施設における夜間警備体制の強化について（平成 13 年 8 月 2 日付け  
雇児発第 509 号）
  - ・別紙様式 1 を別添 17 のように改める。
  - ・別紙様式 2 を別添 18 のように改める。
- ⑤ 養育費の取扱いについて（平成 14 年 7 月 26 日付け雇児発第 0726003 号）
  - ・別添を別添 19 のように改める。
- ⑥ 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の設置運営について（平成 15 年  
7 月 1 日付け雇児発第 0701004 号）
  - ・別紙様式 1 を別添 20 のように改める。
  - ・別紙様式 2 を別添 21 のように改める。
- ⑦ 母子生活支援施設における保育機能強化事業の実施について（平成 15 年 10 月 22  
日付け雇児発第 1022003 号）
  - ・別紙様式 1 を別添 22 のように改める。
  - ・別紙様式 2 を別添 23 のように改める。
- ⑧ 保育士登録の円滑な実施について（平成 15 年 12 月 1 日付け雇児発第 1201001 号）
  - ・（別紙 2）を別添 24 のように改める。
- ⑨ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金（母子生活支援施設における  
特別生活指導費）の交付の取扱いについて（平成 23 年 6 月 17 日付け雇児発 0617  
第 16 号）
  - ・別紙様式 1 を別添 25 のように改める。
  - ・別紙様式 2 を別添 26 のように改める。
- ⑩ 家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、  
職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について（平成 24 年 4 月 5 日付  
け雇児発 0405 第 11 号）
  - ・別紙様式 1 を別添 27 のように改める。
  - ・別紙様式 2 を別添 28 のように改める。
  - ・別紙様式第 3 を別添 29 のように改める。
  - ・別紙様式 4 を別添 30 のように改める。
- ⑪ 母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金の貸付  
業務の報告並びに福祉資金貸付金に係る特別会計歳入歳出決算書の写しの提出に  
ついて（平成 26 年 9 月 30 日付け雇児発 0930 第 7 号）
  - ・第 7 表を別添 31 のように改める。
  - ・第 8 表を別添 32 のように改める。
  - ・第 9 表を別添 33 のように改める。
- ⑫ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく福祉資金貸付金の国庫貸付申請の手續  
等について（平成 26 年 9 月 30 日付け雇児発 0930 第 8 号）
  - ・（別紙）を別添 34 のように改める。
- ⑬ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について（平成 27  
年 4 月 10 日付け雇児発 0410 第 5 号）

- ・別紙参考様式 1 を別添 35 のように改める。
  - ・別紙参考様式 2 を別添 36 のように改める。
  - ・別紙参考様式 3 を別添 37 のように改める。
- ⑭ 「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン) について (平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 47 号)
- ・(別添 3) を別添 38 のように改める。
  - ・(別添 6) を別添 39 のように改める。
  - ・(別紙 9) (第 1 面) 及び (第 8 面) を別添 40 のように改める。
  - ・(別添 12) を別添 41 のように改める。
- ⑮ 一時保護所における第三者評価受審費加算費の取扱いについて (平成 29 年 7 月 10 日付け雇児発 0710 第 9 号)
- ・(別紙) を別添 42 のように改める。
- ⑯ 一時保護ガイドラインについて (平成 30 年 7 月 6 日付け子発 0706 第 4 号)
- ・別添 2 (様式例) を別添 43 のように改める。

## 第 2 経過措置

改正前の様式 (以下「旧様式」という。) により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすものとする。

また、旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、訂正印や手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができるものとする。